二　特定出資の併合をする特定目的会社（清算特定目的会社（法第百六十五条に規定する清算特定目的会社をいう。第四十八条の二第二号において同じ。）を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ　当該特定目的会社において最終事業年度（法第三十四条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該特定目的会社の成立の日）後に特定目的会社の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（備置開始日（法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。次号において同じ。）後特定出資の併合がその効力を生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ　当該特定目的会社において最終事業年度がないときは、当該特定目的会社の成立の日における貸借対照表

三　備置開始日後特定出資の併合がその効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（特定出資の併合に関する事後開示事項）

第四十五条の四　法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定出資の併合が効力を生じた日

二　法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過

三　法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の四の規定による手続の経過

四　特定出資の併合が効力を生じた時における特定出資の総口数

五　前各号に掲げるもののほか、特定出資の併合に関する重要な事項

第四十八条の次に次の二条を加える。

（優先出資の併合に関する事前開示事項）

第四十八条の二　法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　次に掲げる事項その他の法第五十条第一項において準用する会社法第百八十条第二項第一号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

イ　優先出資の併合をする特定目的会社に支配社員がある場合には、当該特定目的会社の優先出資社員（当該支配社員を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

ロ　法第五十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により優先出資社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

二　優先出資の併合をする特定目的会社（清算特定目的会社を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

イ　当該特定目的会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該特定目的会社の成立の日）後に特定目的会社の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（備置開始日（法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。次号において同じ。）後優先出資の併合がその効力を生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ　当該特定目的会社において最終事業年度がないときは、当該特定目的会社の成立の日における貸借対照表

三　備置開始日後優先出資の併合がその効力を生ずる日までの間に、前二号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（優先出資の併合に関する事後開示事項）

第四十八条の三　法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　優先出資の併合が効力を生じた日

二　法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の三の規定による請求に係る手続の経過

三　法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の四の規定による手続の経過

四　優先出資の併合が効力を生じた時における優先出資（二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社にあっては、法第五十条第一項において準用する会社法第百八十条第二項第三号の種類の優先出資）の総口数

五　前各号に掲げるもののほか、優先出資の併合に関する重要な事項

第五十条第二号中「（平成十八年内閣府令第四十四号）」を削る。

第五十一条第一項及び第二項中「第三百二十九条第三項」に改める。

第五十九条第一号中「（法第三十四条第四項に規定する最終事業年度をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第八十三条第三号中「の協定債権者」の下に「（法第百八十条第四項において準用する会社法第五百十七条第一項に規定する協定債権者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第五号ロ中「（法第百八十条第四項において準用する会社法第五百十七条第一項本文に規定する協定債権者をいう。以下同じ。）」を削る。

第百十六条第十四号中「第二百三十四条第五項第十一号」を「第二百三十五条第三項」に改める。

第百三十条中第二十二号を第二十六号とし、第五号から第二十一号までを四号ずつ繰り下げ、第四号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の二第二項第三号

八　法第五十条第一項において準用する会社法第百八十二条の六第三項第三号

第百三十条第三号の次に次の二号を加える。

四　法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の二第二項第三号

五　法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の六第三項第三号

第百三十一条中「方法とする」を「ものによる措置とする」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第百五十条第一項」を「第百五十条」に改める。

第百六条中第十七号を第二十号とし、第七号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の二を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条の二第二項第三号

八　法第八十一条の二第二項において準用する会社法第百八十二条の六第三項第三号

第百二十五条の見出し中「責任追及等の訴え」を「投資主による責任追及等の訴え」に改め、同条中「第八十四条第四項」の下に「、第八十八条の十七第四項」を加える。

第百二十六条の見出し中「訴え」を「投資法人が責任追及等の訴え」に改め、同条各号列記以外の部分中「第八十四条第四項」の下に「、第八十八条の十七第四項」を加え、同条第二号中「請求対象者（次に掲げる者のうち、」を削り、「第八十四条第四項」の下に「、第八十八条の十七第四項」を、「係る」の下に「訴えについての」を加え、「をいう。次号において同じ。）」を削り、同号イからチまでを削り、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に、「前号イからホまでに掲げる者」を「法第七十五条第七項、第百十六条、第百十九条第三項及び第百五十四条の七において準用する会社法第四十七条第一項」に、「若しくは法」を「、法」に改め、「除く。）」の下に「若しくは第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）若しくは法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の二（第一項第一号及び第三号を除く。）」を加える。